



広 報

あんど

平成22年
2010

7

No.452

Heart Full Information

梅雨の晴れ間に咲く花しょうぶ



撮影場所：安堵町歴史民俗資料館前

7月は差別をなくす強調月間です

『考えよう 自分の一言 相手の気持ち』

安堵町長 島田 悠紀夫

皆様方におかれましては、平素より町行政の発展推進に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、それぞれの立場であらゆる差別をなくすためにご努力を賜っておりますことに対しまして深く感謝申し上げますとともに心より敬意を表する次第であります。

最近、インターネット掲示板・ホームページ等における差別書き込みや、各市町村行政への差別電話・差別投書などが数多く発生しております。また、「ケータイ」にかかわる人権侵害事象が増加の一途をたどり深刻な社会問題となっております。科学技術の進歩発展はくらしを高める、くらしを豊かにすることであるにもかかわらず、日常生活の不安やいじめ、誹謗中傷につながる状況が次から次へと起こっています。私たちは差別事象がなお存在していることや、今日増加傾向にある児童・高齢者虐待、「障害者」差別、学校内外での「いじめ問題」等々、個別の人権侵害への取組の必要性を痛感しています。今後も関係機関・団体がより連携を密に取り組まなければならない緊急の課題です。

今一度私たちは、人権問題にどのように向きあい、自己の意識をどう変革してきたのかを厳しく問い返してみることが大事です。地域社会を見つめ、人権侵害の現実をふまえて、自分自身の問題として差別の撤廃と人権尊重の地域づくりを一層進めていくことが肝要であります。

安堵町におきましても、「安堵町部落差別の撤廃及び人権擁護に関する条例」や「個人情報保護条例」の趣旨を踏まえ、あらゆる人権侵害の解消及び啓発活動に取り組みとともに、「赤ちゃんからお年寄りまで全ての方々が安心して暮らせる町づくり」を目指していきたいと考えておりますので、皆様方の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第36回

差別をなくす町民集会にご参加ください

あらゆる人権問題についての基本的認識の徹底と人権の確立に対して様々な啓発や運動を行ってきましたが、残念ながら差別落書きをはじめとするいろいろな差別が根強く残っています。

人がそれぞれにもっている「人権」を尊重しあい、あらゆる差別のない社会づくりを推進しましょう。

日時 7月3日(土)

午後1時～4時

会場 トーク安堵カルチャーセンター
ター

内容 式典・講演会

講師 司会者 ナレーター DJ

近藤 光史 氏

演題 「世界の楽園？」

～日本人も外国人～



第1回安堵町議会臨時会

平成22年5月11日(火) 第1回安堵町議会臨時会が開会。

補正予算、条例の一部改正等について審議され、いずれも承認・可決されました。

つづいて町議会議員の役員改選等が行われ、同日閉会されました。

新役職 選出

議長 **森田 瞳氏**
副議長 **溝脇 久利氏**

専決処分・条例改正

○安堵町税条例の一部を改正する条例について **【承認】**

地方税法等の一部改正(平成22年3月31日公布)による町税条例の改正。

個人住民税において、65歳未満の給与所得者で公的年金受給者の方については、年金所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額に加算し、給与所得から特別徴収できるよ

うに改正されました。

○安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について **【承認】**

地方税法、国民健康保険法施行令等の一部改正(平成22年4月1日施行)による町条例の改正。国民健康保険基礎課税額の上

限を「47万円」から「50万円」に、後期高齢者支援金等課税額の上限を「12万円」から「13万円」に引き上げられました。また、非自発的離職者の前年度所得額を百分の三十とみなす軽減措置が追加されました。

専決処分・補正予算

○平成21年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第2号)について **【承認】**

補正額 4千円追加
歳入歳出総額 5億813万8千円
主な補正内容
基金利息の積立金

条例改正等

○安堵町税条例の一部を改正する条例について **【可決】**

地方税法等の一部改正(平成22年3月31日公布)による町税条例の一部改正。

所得税法上、収集不要となった年少扶養親族に関する情報を個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、情報収集の仕組みを維持することができる改正。

個人の株式市場への参加を促進するため、一定の非課税口座の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等において非課税措置を導入する改正。
また、たばこ税の税率を引き上げるよう改正されました。

補正予算

○平成22年度安堵町一般会計補正予算(補正第1号)について **【可決】**

補正額 446万1千円減額
歳入歳出総額 27億1,753万9千円
主な補正理由

共済掛金率の確定による追加及び職員の人事異動による人件費の増減

○平成22年度安堵町下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)について **【可決】**

補正額 75万4千円追加
歳入歳出総額 3億4,615万4千円
主な補正理由

共済掛金率の確定による追加及び職員の人事異動による人件費の追加

○平成22年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第1号)について **【可決】**

補正額 3万5千円追加
歳入歳出総額 5億1,103万5千円
主な補正理由

共済掛金率の確定による追加及び職員の人事異動による人件費の追加

○平成22年度安堵町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(補正第1号)について **【可決】**

補正額 2万4千円追加
歳入歳出総額 649万4千円

・主な補正理由
共済掛金率の確定による追加及び職員の人事異動による人件費の追加

常任委員会

【総務産業建設常任委員会】

委員長 松本正弘
副委員長 吉田忠世
委員 安井修
委員 山岡敏
委員 岡田裕明
委員 吉田宏至

【文教厚生常任委員会】

委員長 田中幹男
副委員長 溝脇久利
委員 森田瞳
委員 松田和代
委員 溝本隆

議会運営委員会

委員長 山岡敏
副委員長 田中幹男
委員 岡田裕明
委員 吉田忠世
委員 松田和代
委員 溝脇久利

役場閉庁時間変更のお知らせ

7月から役場閉庁時間は、
(午前8時30分から)
午後5時15分まで
(現行午後5時30分)に
変わります

**安堵町長選挙
安堵町議会議員補欠選挙
の日程を次のとおり決定しました**

告示日 平成22年7月27日(火)

投・開票日

平成22年8月1日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

投票所

投票所名	投票所の場所	地区名
第1	安堵小学校体育館	東安堵南・柿の里・若草の里
第2	窪田中央公民館	窪田
第3	総合センターひびき	東安堵・飽波・センチュリー等 マンション・あつみ台
第4	笠目公民館	笠目
第5	西安堵公民館	西安堵・新法隆寺興人
第6	岡崎公民館	岡崎
第7	小泉苑公民館	小泉苑
第8	かしの木台集会所	かしの木台・住之江寮

☆立候補予定者説明会

平成22年7月14日(水)
午後2時から
役場 3階会議室

平成22年8月1日執行予定の安堵町長選挙及び安堵町議会議員補欠選挙の立候補予定者の説明会を行います。立候補を予定されている方は、必ずご出席ください。当日、立候補届出関係書類等を配布します。

☆立候補届書類事前審査

受付期間 平成22年7月20日(火)から同23日(金)まで

受付時間 午前9時～午後5時

受付場所 役場 2階総務課内選挙管理委員会事務局

☆立候補届出日(選挙期日の告示日)

受付日 平成22年7月27日(火)

受付時間 午前8時30分～午後5時

受付場所 役場 3階会議室

☆期日前投票

選挙当日に、仕事等により投票所に行けない方は投票日の前日までに期日前投票ができます。

期日前投票期間

平成22年7月28日(水)から同31日(土)まで

期日前投票時間

午前8時30分から午後8時まで

期日前投票所

役場 2階会議室 期日前投票所
※一定の要件に該当する方は、不在者投票を行うことができます。

☆郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があり、投票所へ行けない方は、郵便等による不在者投票をすることができます。身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を持っている方で左記の要件に該当する場合は、ご自宅で「郵便による不

該 当 要 件

手帳の種類	障 害 等	障害等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級・3級
	免疫機能、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

在者投票」をすることができます。ただし、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

また、自分で記載できない方で一定要件に該当する場合は「代理投票制度」があります。

なお、郵便等による不在者投票の請求期限は選挙期日の4日前(7月28日)までです。

☆指定施設での不在者投票

奈良県選挙管理委員会から「不在者投票を行うことができる施設」として指定を受けている、病院や老人ホーム等に入院・入所の方はその施設の中で不在者投票をすることができます。事前に施設の事務室等へ「不在者投票をしたい」旨を申し出てください。

☆滞在地での不在者投票

長期の出張や旅行等で、期日前投票期間も含めて他市町村に滞在する予定の方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。

郵送等に日数を要しますので、お早めにお問い合わせください。

その他詳しくは、役場総務課内安堵町選挙管理委員会 ☎0743-57-1511 までお問い合わせください。

～国民年金保険料免除制度の申請はお早めに！～

平成22年度の免除申請は7月から受付が始まります。

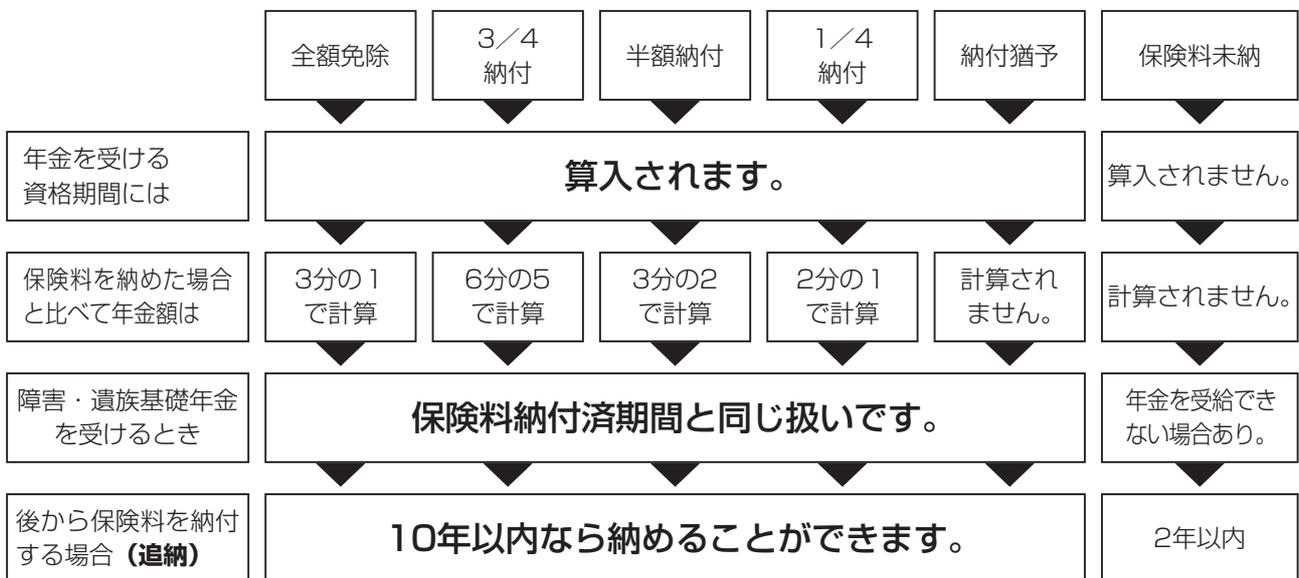
国民年金には、経済的な理由等で保険料（平成22年度の保険料額：15,100円）を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。【前年所得の審査があります。】

保険料免除申請は、保険料の全額が免除される「**全額免除**」、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される「**一部納付（3/4納付、半額納付、1/4納付）**」があります。

また、30歳未満の方には、「**納付猶予（若年者納付猶予制度）**」があります。

（前年度に全額免除・納付猶予が承認されており、継続申請の申出をされている方は、引き続き全額免除又は納付猶予に該当するか、審査を行いますので申請は不要です。ただし、**所得の申告をされていない方は、継続の審査ができない場合があります。**）

【申請して承認されるとその期間は・・・】



※ 【3/4納付】【半額納付】【1/4納付】の承認を受けた場合、その一部の保険料を納付されないと、その承認期間は保険料未納期間となりますので、ご注意ください。

※ 追納する場合の保険料額は、免除等を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

【承認期間は・・・】 7月から翌年の6月まで

【審査結果（承認・却下）は・・・】 後日郵送で奈良年金事務所より通知が届きます。

（全額免除・納付猶予の承認を受けられた方において、翌年度継続希望にしている方で、翌年度以降も引き続き全額免除・納付猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要となります。ただし、失業又は震災等による損害を受けたことを理由とした全額免除・納付猶予又は一部納付の場合は、毎年の申請が必要となります。）

【申請先・・・】 安堵町役場の住民課国民年金担当窓口まで（年金手帳・印鑑等をご持参ください。）

☎57-1511（代）（内線212）

**奈良行政評価事務所長より
感謝状が贈呈されました**

安堵町行政相談委員 桂木亨子氏は、行政相談分野で、国などの行政に対する苦情、意見・要望を受け、必要な助言や関係機関への通知を行い、その解決の促進を図っております。



**平成22年度特定健康診
査追加募集（国保・後
期高齢）について**

特定健康診の予約をお忘れではありませんか？次の日程で追加募集します。ぜひこの機会に健康診を健康管理に役立てましょう。

追加募集日

8月2日(月) 8月3日(火)

8月4日(水)

☆申込先等 7月21日(水)まで

に、住民課へ (☎57-11511

内線222)

**後期高齢者医療からの
お知らせ**

後期高齢者医療保険料の決め方

後期高齢者医療制度は、高齢者だけではなく国民すべてで支えるという基本のもと、高齢者の皆さまが安心して医療を受けることができるよう、国・県・市町村が公費で約5割負担し、現役世代からも約4割の支援を受け、高齢者の皆さまに保険料として約1割の負担をお願いすることにより成り立っています。

●保険料率は、奈良県内では均一を原則とし、奈良県後期高齢者医療広域連合が決定し、奈良県の医療給付費に応じて、法律で2年ごとに改定することになっています。

**後期高齢者医療の保険料率が
平成22年度から変わります**

(・法律により2年ごとに保険料率が改定されます
・これまでと同様に保険料の軽減措置を継続します)

平成20・21年度	平成22・23年度
均等割額 39,900円	均等割額 40,800円
所得割率 7.5% (旧)	所得割率 7.7% (新)

(住民課)

●保険料は、被保険者個人単位で算定し、賦課されます。
保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」〔被保険者の総所得金額－基礎控除額33万円〕×所得割率〕があり、その合計額となります。
保険料の賦課限度額は50万円です。

保険料の軽減措置について

■世帯主と被保険者全員の所得金額の合計に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

9割軽減【33万円】以下の世帯
(被保険者全員の年金収入が80万円以下の世帯、その他各種所得がない)で他の所得がない※世帯

8.5割軽減【33万円】以下の世帯
5割軽減【33万円+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)】以下の世帯
2割軽減【33万円+35万円×被保険者数】以下の世帯

※世帯主が後期高齢者医療の被保険者でない場合であっても、軽減判定時の対象となります。

■被保険者の被扶養者であった方
均等割額が9割軽減となります。
(所得割負担なし)

■年金収入が153万円以上211万円以下の方

所得割が5割軽減となります。
(※給与収入等がある場合でも、控除後の所得が91万円である場合は対象となります。)

**軽減措置を受けるには「申告」
が必要です**

■税法上の申告義務がない方(障害年金、遺族年金等受給者や被扶養者及び所得のない方)であっても、後期高齢者医療保険料及び高額療養費の負担区分の軽減措置を受けるためには「所得申告」が必要です。

保険料の減免措置について

■災害、その他特別な事情により、保険料の納付が困難な方については、申請により保険料が減免できる場合があります。

後期高齢者医療の納め方

■保険料は、原則として年金から天引きされます(特別徴収)。

ただし、年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替等により安堵町へ個別に収めます(普通徴収)。

◎安堵町で後期高齢者医療保険に加入された当初は、みなさん普通徴収となります。

**後期高齢者医療被保険者証更
新のお知らせ**

■現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、平成22年7月31日となっております。7月下旬に新しい被保険者証を簡易書留でお送りし交付します。

所得区分と負担割合の基準

■自己負担割合や入院時などの自己負担限度額は、所得区分により異なります。所得区分の判定基準は、下表のとおりです。なお、1月から7月は前々年、8月から12月は前年の所得及び収入で判定します。

年金の所得は控除額を80万円として計算します。

収入金額で1割となる場合

住民税課税所得が145万円以上であっても、次の場合には申請により1割負担となります。
世帯に被保険者が2人以上いる場合は、被保険者の収入金額合計520万円未満
世帯に被保険者が1人の場合は、収入金額383万円未満または収入金額383万円以上でも世帯内の70歳以上75歳未満の方との収入金額合計が520万円未満

所得区分と負担割合の基準

所得区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	世帯に、住民税の課税所得金額が、145万円以上の後期高齢者医療被保険者がいる場合
一般	1割	現役並み所得者、低所得者2・1のいずれにもあてはまらない場合
低所得者2	1割	世帯全員が住民税非課税の場合
低所得者1	1割	世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたとき、0円となる場合

地方公聴会のお知らせ

新たな高齢者医療制度の検討にあたり、幅広い意見を反映するため、『地方公聴会』が開催されます。

日時 平成22年8月10日(火) 13時から15時30分まで(開場12時)

場所 大阪市中央公会堂大集会室(大阪市北区中之島1丁目1番27号)詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(お問い合わせ) 厚生労働省保険局高齢者医療課 ☎03-5253-1111

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。

本年度より、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラを副題として実施されます。過ちを犯した人が罪を償い帰ってくる所は地域です。そうした人が更生し立ち直るのも地域です。どうか地域の皆様は温かく見守り、時には励ましてあげてください。それが地域のチカラです。よろしくお願ひします。

安堵町保護司会

安堵駐在所だより

安堵駐在所 ☎・FAX 57-2603

★その電話は大丈夫ですか

■奈良県内において「振り込め詐欺」被害が発生

*その内容は、「サイトの情報料○○万が未納になっていきます。」

お金がないと申し出ると「消費者金融に行けば簡単に借りられますよ」と言って、無人機「ナー」での借りを指示するという手口です。

こうした言葉に気をつけよう(架空料金請求)

「他の未払い料金が○○万円あります。」

「サイト運営会社があなたの所在地を調べるので、それを止めたければ○○万円を振り込んで下さい。」など

■警察官や裁判官を騙った不審電話に注意

*「○○警察の者です。振り込め詐欺で検挙した犯人があなたの通帳を持っていました。」「裁判所の○○です。○○さん宛に通知書を送りましたが未だ返事がきません。」等と言って、警察官や裁判官を騙って現金を振り込ませたり、キャッシュカード等を回収したりする手口です。

●被害に遭わないための対策

- ◎不審な電話や郵便物が届いても慌てずに対応する。
- ◎身に覚えのない請求は無視する。
- ◎相手(請求者)に連絡しない。
- ◎消費者金融で借りるよう指示する電話は特に注意する。
- ◎キャッシュカードや通帳を他人に渡さない。
- ◎暗証番号は絶対に他人に知らせない。
- ◎振り込む前にもう一度「振り込め詐欺」を疑って下さい。

**みんなであつくり
安全・安心の街**

通報先 緊急の場合は110番
奈良県警察本部 ☎0742-230110
西和警察署 ☎0745-720110
安堵駐在所 ☎0743-572603

国民健康保険税は、このように計算されます

【医療分】すべての方

①所得割額（各被保険者の所得に応じて計算）

（平成21年中の総所得金額－基礎控除額33万円）×7%

②資産割額（各被保険者の固定資産税額に応じて計算）

平成22年度の固定資産税額×24%

③均等割額（加入者数に応じて計算）

加入者数×21,000円

④平等割額（1世帯につき計算）

1世帯当たり 23,000円

保険税（医療分）は①～④の合計で課税限度額は50万円です。

【支援分】すべての方

⑤所得割額（各被保険者の所得に応じて計算）

（平成21年中の総所得金額－基礎控除額33万円）×2%

⑥資産割額（各被保険者の固定資産税額に応じて計算）

平成22年度の固定資産税額×6%

⑦均等割額（加入者数に応じて計算）

加入者数×6,000円

⑧平等割額（1世帯につき計算）

1世帯当たり 7,000円

保険税（支援分）は⑤～⑧の合計で課税限度額は13万円です。

【介護分】40歳から64歳の方

⑨所得割額（各被保険者の所得に応じて計算）

（平成21年中の総所得金額－基礎控除額33万円）×1%

⑩資産割額（各被保険者の固定資産税額に応じて計算）

平成22年度の固定資産税額×5%

⑪均等割額（加入者数に応じて計算）

加入者数×6,000円

⑫平等割額（1世帯につき計算）

1世帯当たり 4,000円

保険税（介護分）は⑨～⑫の合計で課税限度額は10万円です。

【合計保険税額】医療分と支援分と介護分の①～⑫の総合計となります

⑬平成22年度国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に送付します。

平成22年度国民健康保険税の税率について

安堵町の国民健康保険財政は、医療費の急激な伸びに国保税収が追いつくことができません。単年度収支では、平成17年度から平成21年度まで5年連続で赤字となるなど、非常に厳しい状況にあります。

平成22年度福祉医療証（心身障害者医療・母子医療）更新のお知らせ

8月1日から新しい医療受給資格証を受診しましょう！

現在使用されている医療受給資格証（心身障害者医療・母子医療）の有効期限は7月31日までとなっています。☆該当される方には事前に通知（7月下旬予定）いたしますので、必ず更新手続きにお越しください。

更新期限：平成22年8月末日まで

持ち物：更新の通知書（同封の申請書）健康保険証（母子医療該当者全員）・印かん・旧の医療受給資格証

**平成22年1月2日以降安堵町に転入されている方は22年度所得証明書が必要になります。

お問い合わせ 役場住民課②番の窓口

☎57-1511（内線223）

こうした状況のもとですが、被保険者の皆さまに納めて頂く保険税について、平成22年度においては、賦課限度額（医療分・支援分）の引き上げのみ見直しを行い、全体的な税率の引き上げは、行いません。

被保険者の皆さまには、健全な国保運営をはかれますように、保険税の納付にご協力をお願いします。

制度名	対象者	助成の範囲
心身障害者医療	1歳以上の方で身体障害者手帳1級から2級または、療育手帳Aの方	医療保険の自己負担額から ○通院については、1医療機関につき 月500円 ○入院については、1医療機関につき 月1,000円（2週間未満の入院の場合は月500円）を除いた額を助成
母子医療	配偶者のない女子で18歳未満の児童を養育している方とその児童	

（注1）本人所得・扶養者（健康保険の被扶養者含む）所得に制限があります。転入等で申請がまだの方は、お問い合わせください。

お知らせ：老人医療助成制度は、平成22年7月末で制度が廃止になりますので、老人医療の更新はありませんご注意ください。

介護保険料のご案内

介護保険は、社会全体で介護の負担を支え合う制度です。保険料は、みなさんが安心してサービスを利用するための大切な財源となりますので、納付にご協力をお願いいたします。

(介護保険料 納入通知書については7月中旬に送付します。)

$$\text{基準額 (年額)} = \text{安堵町で必要な介護サービス費の総額} \times \text{65歳以上の方の負担分 (20\%)} \div \text{安堵町にお住まいの65歳以上の方の人数}$$

平成21年度から平成23年度までの65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料額 【基準月額 4,300円】

段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	25,800円 基準額×0.5
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	25,800円 基準額×0.5
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	38,700円 基準額×0.75
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	46,400円 基準額×0.9
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されていて、第4段階以外の人	51,600円 基準額
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	64,500円 基準額×1.25
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	77,400円 基準額×1.5

100円未満は切り捨て

◆口座振替をご利用の方へ

振替ごとに領収書は送付しません。納付(振替済み)の確認は、年1回送付する口座振替済通知書または通帳等でご確認をお願いします。

介護保険料の納め忘れにご注意ください

○1年以上滞納すると

介護費用をいったん全額負担しなければサービスが受けられないようになります。(申請により後から介護保険給付分(9割)が戻ってきます。)

○1年半以上滞納すると

一時的に給付の一部または全部を差し止められます。

○2年以上の滞納があると

サービスを利用する時に、未納期間に応じて自己負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

お問い合わせ

健康福祉課(福祉保健センター内)

☎57-1590 FAX57-1592

※8020達成者には認定証が授与され、最優秀賞には後日、知事より賞状が授与されます。

5、**昼食はお済ませの上、ご参加ください。**

応募・お問い合わせ

奈良県歯科医師会 高齢者いい歯のコンクール係まで

住所 〒630-8002
奈良市二条町2丁目9-2

☎0742-33-0861

場所 奈良市二条町2丁目9-2
奈良県歯科医師会館

日時 平成22年10月7日(木)
正午〜午後4時30分

4、審査および表彰

3、応募期限
平成22年9月1日(水)まで

2、応募方法
官製ハガキにて応募(郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、生年月日、性別、年齢を明記)

1、応募資格
1. 70歳以上で歯の健康な方(若干の欠損歯、かぶせ等可)
2. 第15回、第16回、第17回の最優秀の方は応募出来ません。

第18回奈良県高齢者いい歯のコンクール募集について



第2の扉

確実な学力向上に向けて

学校・家庭・地域の連携



健コッコ先生

「入眠儀式」

あまり聞きなれない言葉かもしれません。これは、私たちが寝る前に習慣的に行っている幾つかの行動のことをさし、「就眠儀式」「睡眠習慣」とも表現されることがあります。これらの行動をすることによって反射的に、なおかつ無意識的に自分の脳に「もう寝るんだ」と感じさせ、スムーズな入眠につなげていくことを目的としたものです。たとえば、寝巻きに着替える。トイレに行く。歯磨きをする。信仰によってはお祈りをする人もいるかもしれません。幼いお子さんなら添い寝や絵本の読み聞かせ、高学年や中学生になると1日をふりかえり日記をつけるというのもいいかもしれません。入浴もその後体温が下がることで精神的にリラックスする効果があるといわれています。つまり、入眠儀式とは、行動が脳に送る「眠りのサイン」であり、条件反射の一種といえます。あなたのお子さんの入眠儀式は何でしょう。子育てのコツは無理しないこと。あれもこれもとがんばりすぎず、いまある生活習慣の中から入眠儀式になるものを定刻化して規則正しい生活リズムづくりに生かしたいものです。

「自律起床」



あさこちゃん

誰にも起こされず、ひとりで機嫌よくおきられることを他律起床に対して自律起床と呼びます。ある調査では、自律起床の子の9割は目覚めの気分がよく、誰かに起こされる他律起床の6割は目覚めが悪いという結果が得られています。さて、目覚めをよくするためには体温を高めてエネルギーを脳に補給することが大切です。たとえば光を浴びる。体を動かす。そして朝食を食べることなどがあります。戸外に出て10分から20分ぐらい散歩などできると理想でしょう。多動傾向にある子、自閉傾向にある子は「坂道を登って階段を下りる散歩」が効果的だといわれています。また、散歩中の会話は素敵な親子関係を築くきっかけともなるでしょう。

<参考文献>

「見直そう子育て たて直そう生活リズム」佐野勝徳・新開英二（エイデル研究所）

「早ね早起きホントに必要？」草上昌次郎（草土文化）

大人はキャッチャーに徹すること

大人がキャッチャーであろうとすれば、子どもたちの多くは間違いなく内面世界を出してくる。（大人達が）ピッチャーばかりしていて、子どもに受け取れというようなスタイルでは問題は潜在化し、解決していく努力にはつながらない。キャッチャーであること、子どもが投げた球をしっかり受けとめて、豊かに返球する努力が最も今、大人に要請されている。（金森俊明氏の著書より、文意を変えず一部改変）



ていかかずら
あおいくま

四十何歳かの、ある人のメールアドレスにBlue Bearが使われていたので謂われを聞いてみた。幼い頃に母が話してくれた「あおいくま」の教えが、今頃になって、つくづく良く分かるようになった。肝に銘じる意味で、アドレスにしていると。

「あおいくま」とは、『あせらず、おごらず、いばらず、くさらず、まっすぐ生きよ』、という教えなのだ。

教えも然りながら、四十年を経て、長い眠りから覚めたように人を導いていく言葉の不思議さを感じた。逆の言葉もあるだろう。当初とは裏腹に、今では何とも感じなくなっている言葉。最初の新鮮な思いがいつまでも褪せない言葉。また、心に浮かんだり消えたりする言葉もあるだろう。「あおいくま」は彼の母が最初ではあるまい。時と所と人を経てアドレスにまでなる、そういう言葉もある。

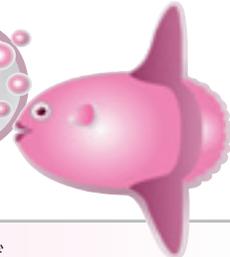
一つのメールアドレスが言葉の諸相に思いを馳せながら、自分の言葉をふり返る契機となった。

（文責 中川）



第1の扉

学びと育ちの扉



沖縄に学ぶ

中学校 修学旅行

学校を離れて、沖縄のすばらしい文化や自然に触れ、新しい体験や感動を味わうことを目的とした修学旅行。

また、戦争の惨禍に触れ平和の尊さについて学んだり集団行動を通して規範意識を身につけることも大切な学びです。ひめゆりの塔では、かつて悲惨な戦争の犠牲となった同世代の若者たちに想いを馳せ、生命の大切さを実感したことでしょう。



あいにくの雨模様でしたが、沖縄の美しい自然に包まれ、友だちと寝食を共にした3日間は、きっと中学校生活のすばらしい思い出のページとなるはず。



5月12日(日)～ おもな日程

1日目

関空→那覇空港
ひめゆりの塔
糸数壕
佐喜真(さきま)美術館

2日目 コース別

<コース①>
水納島にて自然体験学習
<コース②>
文化・農業体験 万座毛

3日目

美ら海水族館
沖縄フルーツランド
ステーキハウス
那覇空港→関西空港

ヒロシマに学ぶ

小学校修学旅行



平和記念公園では、初夏の雨にしっかりとめられた新緑に覆われた原爆ドームが子どもたちを迎えました。子どもたちは、全校児童に呼びかけて平和の願いを込めて折った千羽鶴を原爆の子の像に捧げ、永遠の平和を祈りました。そして、体験談を聞いたり、資料館を見学したりして、戦争の恐ろしさ、平和の大切さを学びました。宿泊地の大久野島は毒ガス工場の遺構と瀬戸内の豊かな自然が共存する島です。子どもたちは瀬戸内の自然を全身で感じながら、ここでも歴史について学びました。



5月23日(日)～ おもな日程

1日目

新大阪→広島
平和記念公園(平和のセレモニー・園内散策・体験談講話)
忠海港～大久野島
資料館見学・ウミホテル観察

2日目

ウォークラリー・レクリエーション(スポーツ・自然観察等)
大久野島～三原→新大阪

初まき(古代米づくり)

小学校5年体験学習

毎年5年生は、民俗資料館前の田んぼをお借りして古代米づくりの体験学習をしています。まずは、5月の初まきから始まります。



子どもたちは資料館の方から説明を受けながら、いねいに初まきをまきました。6月の田植えの様子も次号でお知らせします。

遠足 安堵保育園(3～5歳児)

5月12日(安堵中央公園まで遠足に出かけました。5歳児は、自分たちで公園まで歩きました。この日は、少し肌寒い天気でしたが、公園では、遊具で遊んだりシロツメグサをつんだりして楽しく過ごしました。みんなでいっしょにお弁当も食べました。



歴史民俗資料館
7月の花



ハスの花

「昔のくらし実演体験会」

なたねの油しぼり体験

昔の暮らしの中で、照明や食用として用いられた菜種…。

この体験会では、館前の田で実った菜種の油をしぼる実演や、菜種油を使った体験が出来ます。



なたねの油しぼり風景

日時 7月4日(日)

午後1時半～3時半

参加費 入館料+材料費(2000円)

募集人数 10名(申込み順)

申込み 窓口・電話にて事前申込みの上、ご参加ください。

みの上、ご参加ください。

い草刈り見学会



い草刈り風景

昨年の秋に植えたい草が、収穫の時期を迎えます。灯芯の原料・い草の刈り取りや、乾燥の作業が見学できます。希望により体験もできます。

日時 7月8日(木)

午前9時～

参加費 入館料

申込み 不要。直接、館へお越し

ください。

※体験希望者は、作業しやすい服装でお越しください。

※天候等の事情により、日程を変更する場合がありますので、事前に館へお問い合わせください。

更なる場合がありますので、事前に館へお問い合わせください。

前に館へお問い合わせください。

前に館へお問い合わせください。

かんぴょう作り体験

この時期に実るユウガオの実を、専用の道具を使って削いで作る「かんぴょう作り」(むき作業)の体験ができます。

日時 7月18日(日)

午前9時～

参加費 入館料+材料費(2000円)

募集人数 10名(申込み順)

申込み 窓口・電話にて事前申込みの上、ご参加ください。

みの上、ご参加ください。



かんぴょう作り風景

灯芯ひき
わらぞうり作り
体験会



灯芯ひき風景



ぞうり作り風景

当町で育まれた、灯芯づくりの技術にふれてみませんか。当日は熟練者の指導を受けながら、体験していただけます。同時にわら製のぞうりを手作りします。

日時 7月25日(日)

午後1時半～3時半

参加費 入館料

募集人数 各10名(申込み順)

申込み 窓口・電話にて事前申込みの上、ご参加ください。

みの上、ご参加ください。

※ぞうり作り参加者は、はさみ持参の上、ズボンでお越しください。

お問い合わせ・場所・申込み

安堵町歴史民俗資料館

(大字東安堵1322)

57-5090 FAX 57-88895

57-5090 FAX 57-88895

大会結果

第47回生駒郡民大会

日時 5月9日(日)

- ハンドボール 優勝 安堵町(安堵の里)
- バレーボール(一般女子) 優勝 安堵町
- 軟式野球 優勝 安堵町(ドジラーズ)
- バドミントン 優勝 安堵町
- バレーボール(家庭婦人) 準優勝 安堵町(あくなみ)

第36回卓球大会

日時 4月18日(日)

- 中学生の部 優勝 辻本 卓志・準優勝 橋本 悠吾
- 一般男子の部 優勝 勝良 圭吾・準優勝 深町 繁晴
- 一般女子の部 優勝 井上 緑・準優勝 中川 華代

第32回バドミントン大会

日時 4月18日(日)

- 小学生の部 優勝 西田 涼人・準優勝 桂 遥奈
- 中学生の部 優勝 鈴 尚也・準優勝 吉田 知樹
- 一般男子の部 優勝 的場 晶大・準優勝 的場 健
- 一般女子の部 優勝 橋本 恵子・準優勝 的場 愛子

安堵町教育委員会主催 夏休み水泳教室のお知らせ

日時 7月28日(水)～
8月2日(月)の6日間

予備日 8月3日(火)・4日(水)

午前9時～午前11時30分

場所 安堵小学校プール

対象 25m泳げない児童(小学1年生～6年生)

・全日出席出来る児童

定員 50名

参加費 教室参加費1,000円
保険代500円

◎申込方法 安堵中央公園体育館の窓口へ、官製ハガキ1枚・印鑑を添えて、お申し込みください。

◎受付期間 7月5日(月)～7月15日(木) 午前9時～午後5時

(火曜日の休館日は除く)

※先着順ではありません。

※電話による受付は行いません。



◎受付場所 安堵中央公園体育館

◎注意事項

※募集定員を超えた場合は、抽選になりますので、受講できない場合があります。

もありませんので、ご了承ください。
※募集定員の過半数に達しない場合は、中止することがありますので、ご了承ください。

※参加費と保険代は決定通知のハガキに記入した期日にご持参ください。

同時に教室の詳細を説明します。

お問い合わせ 安堵中央公園体育館

☎58-4011

「すこやか安堵スポーツクラブ」よりお知らせ

参加資格

町内在住者・在勤者・年齢不問・親子での参加歓迎

軽スポーツの教室

スリータッチ・ソフトバレー・バウンドテニス・室内ペタンク

日時 7月10日・24日(土)

午前9時30分集合

場所 安堵中央公園体育館

参加費 1,000円

※平成22年4月より軽スポーツ教室は年会費1,000円と参加費1,000円が必要になります。

スリータッチ教室

日時 7月2日・16日・30日(金)

午前9時30分集合

場所 安堵中央公園体育館

参加費 1,000円

受付 当日受付

シヨギング教室

日時 7月3日・10日・17日・24日(土)

10日は記録会

午前7時30分～8時30分
場所 安堵中央公園多目的広場の桜並木周辺

受付 当日受付

参加費 無料

真美健康体操教室

日時 7月5日・12日・19日・26日(月)

午前9時30分～11時

場所 安堵中央公園体育館

受付 当日受付

家族ボウリング体験会

プロボウラーによる直接指導を受けたりボウリング場の機械室を見学することが出来ます。

日時 7月17日(土)

午前9時30分～12時

場所 トドロキボール

大和郡山市白土町2-8-4

(午前9時20分集合)

実施内容 ボウリング指導

2ゲーム

参加費 会員 1人 600円
会員以外 1人 800円

(今回 靴代無料)

参加資格 町内在住者

定員 10組40名(仲良しグループの参加も可・但し成人1人以上を含む)

受付 7月5日(月)～10日(土)

6日(火) 休館日

代金を添えてお申込みください。

受付場所 安堵中央公園体育館

(先着順で定員になりしだい締切りさせていただきます。)

お問い合わせ

安堵中央公園体育館

☎58-4011

コミュニケーション講座

第3回講座「気持ちを手早く伝える方法」

7月8日(木) 10時～11時30分

トーク安堵カルチャーセンター3F

※要予約

お申し込みは、

☎0743-56-8003

安堵町教育委員会 心理相談室

担当 福本

ベビーママサロン

7月16日(金)・23日(金) 10時～11時45分

お問い合わせ先

福祉保健センター 3F

☎56-8003

入退は自由です。予約不要。

乳幼児の子どもとママとの交流の場です。遊びに来てね。

7月の相談日

7月6日(火)・13日(火)・20日(火)・27日(火)

5月の相談結果は、クレジット関係・借金問題・不動産取引関係でした。

消費生活でお困りはありませんか？
専門相談員がお答えします

時間 午後1時30分から午後4時まで

場所 役場1階相談窓口です。

※相談は無料で秘密は守られます。

お問い合わせ先

総務課 ☎57-1511

「地デジ移行」

1年前となりました。

来年(2011年)7月24日までに「アナログ放送」は終了し「地上デジタル放送」へ完全移行致します。受信準備はお早め。

地デジに関するご相談は、左記

までお気軽にご相談ください。

時間 平日 午前9時から午後9時

土日祝日 午前9時から午後6時まで

お問い合わせ先

奈良県テレビ受信者支援センター(アジサポ奈良)

☎0742(90)2222

金融庁・消費者庁からのお知らせです

貸金業法が

大きく変わります！

平成22年6月18日に改正法が施行され、

借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。

借入れや返済のお悩みは、お早めに相談を！

相談窓口の連絡先は、次の電話番号でご案内します。

■金融庁 金融サービス利用者相談室 ☎03-5255-1681

■消費生活相談窓口 消費者ホットライン ☎0570-0064

1370

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。

www.fsa.go.jp/

西名阪スマートIC(仮称)に関するお知らせ

◆国土交通大臣より、西名阪自動車道と大和中央道を接続することについて許可されました。

◆これを受け、スマートインターチェンジの事業に着手し、平成25年度の完成を目指します。

◆スマートインターチェンジの整備は、企業立地を促進し、経済活性化と雇用拡大に大きな効果が期待できます。

西名阪スマートIC予定地



※スマートインターチェンジ(IC)とは、高速道路の利便性向上を通じて、地域活性化等に寄与するために整備する、簡易な構造によるETC専用のインターチェンジ。

お問い合わせ先
奈良県郡山土木事務所 工務課
幹線整備グループ

☎0743-52-1101



こども

健康カレンダー

事業名	日時	対象	持ちもの	内容等
7 か 月 児 健 康 相 談	7月6日(火) 午前9時30分～ 45分受付	満6・7か月児	母子健康手帳 アンケート用紙 バスタオル	身体計測、栄養・育 児相談、絵本との出 会い 赤ちゃんと小学生の ふれあい体験
離乳食ミニ講座	7か月児健康相 談終了後に開催 (午前10時45分 くらいから)	乳児とその保護者	母子健康手帳	実際に見て味わって みましょう
3 歳 6 か 月 児 健 康 診 査	7月6日(火) 午後1時30分～ 2時受付	満3歳6か月～9か 月	母子健康手帳 アンケート用紙 尿50cc みそ汁50cc	身体計測、尿検査、 内科健診、栄養・育 児相談 食生活改善推進員によ るみそ汁塩分濃度測定

※対象者には通知します。 ※場所はいずれも福祉保健センター



おとな

事業名	日時	対象	持ちもの	内容等
健 康 相 談 (役場ロビー)	7月5日(月) 8月5日(木) 午前9時～10時30分受付 8月5日は管理栄養士による相談 があります。	町住民	健康手帳 または 健康ファイル	健康相談、血圧・体脂肪・ 腹囲測定、尿検査、尿中塩 分濃度測定(1日の摂取塩分 量がわかります。料金2回 分で100円)、開眼片足立ち ※毎月20日の個別健康相談 では、体組成(体脂肪 率・基礎代謝量・筋肉 量・内臓脂肪レベルな ど)も測定できます。
毎 月 20 日 の 個 別 健 康 相 談	7月20日(火)・8月20日(金) いずれも2日前までに要予約 時間は予約時に相談の上決定		尿検査希望の 方は、朝起き てすぐの尿を お持ちくださ い。	

☆場所は福祉保健センター(役場ロビーでの健康相談は除く)

お問い合わせ 福祉保健センター内健康福祉課 ☎57-1591 FAX57-1592

☆7・8月は「愛の血液助け合い運動」月間です。献血にご協力お願いします☆

女性特有のがん検診について

クーポン券の対象者は次の検診が無料で受診できます!

がん検診の受診促進とがんに関する正しい健康意識の普及啓発を図ることを目的として、国が定めた下記の年齢の女性に対し、子宮頸がん検診及び乳がん検診の費用が無料となる「がん検診無料クーポン券」と「検診手帳」を送付します。

【対象者】平成22年4月20日時点で安堵町民で、次の生年月日に該当する女性

子宮頸がん検診無料クーポン券対象者

乳がん検診無料クーポン券対象者

20歳	平成 元年4月2日～ 2年4月1日	40歳	昭和44年4月2日～45年4月1日
25歳	昭和59年4月2日～60年4月1日	45歳	昭和39年4月2日～40年4月1日
30歳	昭和54年4月2日～55年4月1日	50歳	昭和34年4月2日～35年4月1日
35歳	昭和49年4月2日～50年4月1日	55歳	昭和29年4月2日～30年4月1日
40歳	昭和44年4月2日～45年4月1日	60歳	昭和24年4月2日～25年4月1日

【受診期限】平成23年2月28日まで

対象者には、「がん検診無料クーポン券」・「検診手帳」を6月上旬に郵送にて配布しております。

対象者であるのに、届いていない方、転入されて安堵町のクーポン券をお持ちでない方は、ご連絡ください。

お問い合わせ 福祉保健センター内 健康福祉課 ☎57-1591 FAX57-1592

health

みんなで健康

食中毒を予防しよう

細菌・ウイルスが原因で起こる食中毒は、食品などに菌やウイルスがいないか、いても食中毒を起こす量にまで増えていないか、次の三原則を守りましょう。

食中毒予防の三原則

3
菌・ウイルスを
殺菌する

↓

加熱
食品内部まで十分火を通す。

調理器具
こまめにしっかり洗い、定期的に消毒する。




2
菌・ウイルスを
増やさない

↓

冷蔵
常温で放置せず、冷蔵庫で保存する。

長々と食べない
ダラダラせずに手際よく食べ、残ったものは冷蔵庫へ。




1
菌・ウイルスを
つけない

↓

洗う
食品、手、調理器具はしっかりきれいに洗う。

覆う
菌がつかないように、食品はふたやラップフィルムで覆って保存。




こんな時は手洗いをしましょう。

- ・調理の下準備の前、調理前、食事前、後片づけの前
- ・肉・魚・卵をさわる前後
- ・トイレに行った後
- ・肌や髪にさわったとき
- ・おむつを交換した後
- ・鼻をかんだ後
- ・動物にさわったあと

手洗いの仕方

- ・指輪や時計をははずす
- ・石けんを泡立て、20秒以上もみ洗います。
- ・①指のつけ根②親指③指先やつめの間を特によく洗う。
- ・流水で十分にすすぎ、乾いた清潔なタオルで拭く。



子どもと高齢者は特に注意！

子どもや高齢者の場合、少量の菌でも重症化する傾向があります。

同じものを食べても大人は症状がないのに、子どもや高齢者だけが食中毒を起こすこともあります。

生ものをさけて、調理の際は火を十分に通しましょう。

残ったものを温め直すときも十分に加熱しましょう。

安堵町写真展作品募集

安堵町写真展を開催いたしますので多数ご出品いただけますようにご案内いたします。

期間 **8月26日(木)～8月29日(日)**

場所 トーク安堵カルチャーセンター

―展示ホール

出品資格 高校生以上。町在住及び在勤の方

出品点数 1人2点以内

大きさ 自由・題材 自由

申込・搬入期間 8月19日(木)～8月22日(日)

申込・搬入場所

トーク安堵カルチャーセンター

作品搬出 8月30日(月)

その他 出品料は無料です。出品作品については細心の注意をいたしますが万一破損・汚染の場合は責任をおいかねますのであらかじめ御了承願います。

お問い合わせ先

トーク安堵カルチャーセンター

☎57-2281



健康ポスター入選作品

**新型インフルエンザ
ワクチン接種費用の
助成について**

助成対象者…生活保護受給者及び

町民税非課税世帯※に属する方

※町民税非課税世帯とは、同一世

帯の方全員の町民税が非課税で

ある世帯。

未申告等により世帯全員の課税

状況が確認できない場合は該当

しません。

なお、6月30日までに接種され

た場合は平成21年度の町民税、

7月1日以降に接種される場合

は平成22年度の町民税が非課税

である世帯に属する方を対象と

させていただきます。

助成費用…1回目〇、600円

2回目2、550円（1回目と

異なる医療機関での接種は3、

600円）

申請手続き…**接種を受けられた後**

に次のものをご持参いただくと

後日費用を口座振り込みにて助

成させていただきます。

申請は接種後速やかにお願いま

す。（平成21年度中に接種され、

まだ申請されていない方も受け

付きます。）

《申請書類》

○（1）新型インフルエンザ予防

接種済証、（2）領収書、（3）

印鑑、（4）通帳等口座振込先の

わかるもの（接種を受けたご本

人の口座がなければ同一世帯の

方の口座でも可）

○6月30日までに接種された方

平成21年1月2日以降、安堵町

に転入された方は、平成21年1

月1日現在の住所地での世帯全

員の非課税証明書が必要となり

ます。

○7月1日以降に接種される方

平成22年1月2日以降、安堵町

に転入された方は、平成22年1

月1日現在の住所地での世帯全

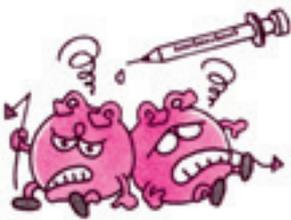
員の非課税証明書が必要となり

ます。

《申請場所・お問い合わせ》

福祉保健センター内健康福祉課

☎57-1591 FAX57-1592



**麻しん・風しんの
予防接種について**

左記に該当する方には、4月に案内を送付しています。

2期（保育園、幼稚園の年長に該

当する年齢の方）

3期（中学1年生に該当する年齢

の方）

4期（高校3年生に該当する年齢

の方）

該当する方で、届いていない方、

転入された方で未接種の方は健

康福祉課まで連絡ください。

☎57-1591 FAX57-1592

体調の良いときに

早めに接種しましょう！

献血にご協力お願いします

日時 8月6日（金）

午後1時30分～4時受付

場所 安堵町役場 1階玄関前

持ち物 献血カード（お持ちの方）

本人確認がまだの方は、ご自身

を証明できるもの（運転免許証、

保険証など）をご持参ください。

お問い合わせ

奈良県赤十字血液センター

☎56-1591-6 FAX56-4894



ふるさと安堵風土記

No.97

昭和初期 い草栽培視察記事①

今年もい草刈りの頃となりました。溜池の堤防にみられた「い草」の風景は当町の風物詩でもありました。

今年の春、歴史民俗資料館で開催された「いぐさと灯芯展」にいらしに息づくすがたと歴史」のなかで、当地で灯芯の仲買いを商わっていた屋号「灯心屋」に関する資料が公開されました。大正・昭和時代における地域の灯芯産業の姿がまた明らかになったと言えるでしょう。

昭和40年頃まで、安堵町・川西町を中心とする地域以外にも、全国各所にい草を産出する地域がみられました。

関東では茨城県や千葉県といっ

た湿地を有する地域に、また近世より置表・備後表の産地として知られた岡山県や広島県、滋賀・福岡・熊本等が挙げられますが、現在は中国等の外国産に押されながらも、置表を主とした国産い草の栽培が熊本県八代市他で行なわれています。

特に灯芯を多く産出した関東地方、筑波山麓の湿地帯を利用した茨城県土浦市新治地域・つくば市取手地域周辺が知られています。江戸時代前期から灯芯やい草に関する幕府の生産統制が行なわれた地域でもあります。

当町では、窪田・東安堵・岡崎の泥田（湿地）で、米の裏作として栽培され盛んに生産されるに至り、江戸時代後期で東安堵村約13t余り、窪田村24t余りのい草を産出しています。（安政四年「一八五七」産物類并産業之品々書上帳）

大正より昭和前期頃となると、富山県他の北陸方面や、愛知県周辺の東海地域との取引が盛んで、「売上帳簿」西安堵・旧後藤氏所蔵（文書）さまざま等級や種類の灯芯や藺がらが出荷されていたことが判ります。海外では台湾へも灯芯を送っていたようです。

この時期、当地域の農会（農業協同組合の前身）の技手・森田氏が昭和七年（一九三二）に茨城・千葉県下の他地域栽培視察に出向いた様子が、「月刊安堵」第六号（同年二月十五日刊・鮑波昭和会発行「東安堵・胡内郁治氏所蔵」に「視察記」として掲載されています）

大正末～昭和15年頃迄 藺草・灯心製品取引先

地域	件数	別府	件数
近畿	62	奈良	2
		大阪	5
		京都	28
		山歌	15
		兵庫	1
		滋賀	7
東海	65	三重	4
		愛知	52
北陸	80	岐阜	13
		福井	20
		石川	11
四国	4	富山	49
		香川	2
中国	14	愛媛	2
		広島	2
		山口	9
九州	7	福岡	3
		熊本	7
		鹿児島	5
関東	8	東京	1
		山梨	1
		静岡	1
		栃木	1
東北	2	福島	1
		秋田	1
北海道	4	札幌	4
海外	2	台湾	2
合計	248		248

平城遷都1300年祭
安堵町記念写真展開催中

役場ホールにてイベント写真の展示を行なっています。



お問い合わせ

安堵町観光振興・魅力発信事業実行委員会事務局

☎ 57-1511

平城遷都1300年記念特別企画

ふるさと安堵・人々の暮らし(15)

—大正時代から昭和時代初期—



タバコ屋の曲がり道 (正面の森は飽波神社)



蘭草刈り



大和川 (左は南吐田 中央は中窪田 右に馬場塚)



竹やうかん
竹羊羹売り

—辻本奨之氏所蔵 辻本忠夫氏スケッチ画より—

ほっと安堵 朝市

新鮮な野菜をより安く

安心・安全な町内の朝取り野菜を安価でご提供します

毎週日曜 朝9時より

安堵中学校南側

■主催：ほっと安堵朝市実行委員会
■お問い合わせ：役場産業課 ☎57-1511

毎月第1日曜日 先着100名様に花の苗などを無料配布しています。
(農地・水・環境保全対策事業への取組)

雨天でも開催
しています

売り切れ
次第閉店させ
て頂きます

7月 人権、行政相談日

相談日 7月12日(月)

時間 午後1時～3時

場所 役場3階会議室

※相談は無料で、秘密は守られます。

お気軽にご相談ください。

本の窓

安堵町福祉保健センター図書室
福祉保健センター2階
☎57-1590 FAX57-1592
[利用時間] 午前10時～午後5時

図書カレンダー●は利用日

7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

雑誌をリサイクルします

●7月から雑誌のリサイクルが始まります。保管期限が過ぎた雑誌を毎年この時期にリサイクルさせていただきます。●7月から11月まで、毎月第1土曜日より雑誌4誌ずつカウンターの上に並べますので、ご自由にお持ち帰りください。予約・取り置きは承っておりません。

親子でつくる

見本を図書室に展示しています



親子で絵本作りをしませんか。子どもさんの絵に簡単な言葉を添えて思い出の1冊を作りましょう。宝物になりますよ。

日時 7月21日(水) 午前11～12時
場所 福祉保健センター2階 和室
対象 3歳以上の幼児と保護者
先着 10組
申込 7月16日(金)までにカウンター受付までお申し込みください。(電話でも受け付けています)
参加無料 準備するものなどはお尋ねください。

怖いおはなし大会

8月5日(木)

午後2時～3時

福祉保健センター視聴覚室

ふるふる、どきどき
こわいはなしが好きな人
よっといで～

対象：小学生以上
先着30名様
申込：8月4日(水)まで



7月3日(土)
8月7日(土)

「小さい子の時間」(2・3歳～)
午後2時～2時20分
「大きい子の時間」(5歳～)
午後2時30分～3時
◎おはなし・絵本・紙芝居
◎場所：図書室

工作クラブ

7月28日(水)
午後4時～5時

◎場所：福祉保健センター2階会議室
◎道具はこちらで用意いたします。
◎無料です。お気軽に!



ママらっこ



●7月9日(金)
パトカーと写真を撮ろう!
「子ども安全・防犯」
西和警察署と交通安全母の会の協力により実施
7月は年齢制限がありません。
8月はお休みです。
午前10時20分開始
福祉保健センター3階

絵本のひろば

どなたでも絵本に興味ある方、来てください。
子どもが泣いても、おしゃべりしても大丈夫。
絵本の読み聞かせ、手遊びは11時から
7月2日(金) 8月6日(金)
午前10時30分～12時
(入退出自由)
福祉保健センター3階
主催 子育てボランティア Be-輪

てんいち先生

「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて「11」(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。



安堵町人権・同和問題啓発活動推進本部

毎月11日は人権を確かめあう日です